◎新潟県告示第500号

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 39 条第１項の規定により、新潟港東港区臨港地区内の分区を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、新潟県交通政策局港湾整備課及び新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所において縦覧に供する。

平成26年３月28日

新潟港港湾管理者　新　潟　県

代表者　新潟県知事　　泉田　裕彦

１　変更年月日

平成 26 年３月 28 日

２　変更に係る分区の種類及び面積

分　　区	変更前面積（ヘクタール）	変更後面積（ヘクタール）
商港区	４５．０	５４．８
特殊物資港区	９７．７	９７．７
工業港区	５３．５	５３．５
保安港区	２９４．６	２９４．６
修景厚生港区	２０．９	２２．８
合　　計	５１１．７	５２３．４